

平成 30 年 7 月 25 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「eMAXIS Slim 新興国株式インデックス」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「eMAXIS Slim 新興国株式インデックス」につきまして、信託報酬率を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 約款変更日
平成30年7月25日
2. 変更内容（信託報酬率（年率）の変更）

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.20412%（税抜 年率 0.189%）以内</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.2052%（税抜 年率 0.190%）以内</u> をかけた額

ファンドの純資産総額 に応じて	信託報酬率（税抜）						
	合計		委託会社		販売会社		受託会社
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更なし
500 億円未満の部分	<u>0.189%</u>	<u>0.190%</u>	<u>0.0845%</u>	<u>0.085%</u>	<u>0.0845%</u>	<u>0.085%</u>	0.020%
500 億円以上 1,000 億円 未満の部分	<u>0.184%</u>	<u>0.185%</u>	<u>0.0795%</u>	<u>0.080%</u>	<u>0.0845%</u>	<u>0.085%</u>	0.020%
1,000 億円以上の部分	<u>0.179%</u>	<u>0.180%</u>	<u>0.0745%</u>	<u>0.075%</u>	<u>0.0845%</u>	<u>0.085%</u>	0.020%

<約款の新旧対照表> (信託報酬等)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</p> <p>500億円未満の部分 年10,000分の<u>18.9</u></p> <p>500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の<u>18.4</u></p> <p>1,000億円以上の部分 年10,000分の<u>17.9</u></p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</p> <p>500億円未満の部分 年10,000分の<u>19</u></p> <p>500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の<u>18.5</u></p> <p>1,000億円以上の部分 年10,000分の<u>18</u></p> <p>②～③ (略)</p>

3. 変更の背景と理由

『eMAXIS Slim 新興国株式インデックス』は、機動的に信託報酬率を引き下げることによって、業界最低水準の運用管理費用（信託報酬）をめざすファンド*であり、今般、受益者のみなさまのニーズに対応するため、信託報酬率の引き下げを行いました。

※必ずしも最低水準にならない場合があります。

以上

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u>
 <u>三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034</u>
 <u>【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】</u> ・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u>
 <u>お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。</u> |
|---|